

公正な研究活動のために

豊橋技術科学大学の全ての研究者は、「豊橋技術科学大学憲章」に掲げる基本理念のもと、技術科学を究め、産業・社会にイノベーションをもたらす先端的研究を推進することを目標にしています。

研究は、社会からの信頼と負託を前提とする活動です。しかしながら、大学、研究期間においてデータのねつ造、改ざん、盗用などの研究不正行為や公的研究費の不正使用が後を絶たず起こったことから、平成26年、文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）を制定しました。

これを機に、本学においても、公正な研究を推進するための体制を整備し、研究倫理教育などの取り組みを行っているところです。

本リーフレットは、本学において研究活動に携わる全ての方に、研究活動に際し知っておいていただきたい基本事項をまとめたものです。熟読の上、公正な研究活動を推進願います。

国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正委員会

豊橋技術科学大学における研究者等の行動規範（抜粋）

I. 研究者の責務

【研究者の姿勢】

研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

【社会の中の研究者】

研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

【社会的期待に応える研究】

研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

II. 公正な研究

【研究活動】

研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。なお、研究費の使用にあたっては、事務職員等と密接な連携を図り、適正な使用を行うとともに、不正使用の発生を未然に防止するよう努める。

【研究環境の整備及び教育啓発の徹底】

研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

公正な研究推進に関連する主な学内規程等

◆豊橋技術科学大学における研究者等の行動規範

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/286.html>

◆国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正規程

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/287.html>

◆国立大学法人豊橋技術科学大学研究不正行為に対する告発等及び調査に関する細則

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/288.html>

◆国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正委員会規程

<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/65.html>

その他、研究分野の特性により、それぞれに遵守すべきルールがあります。

本学研究者の責務

- ★研究不正行為、不適切な行為を行わず、また、他者によるこれら行為の防止に努めなければならない。
- ★研究者倫理の向上を図るための教育・研修等を定期的に受講しなければならない。
- ★研究活動の正当性の証明手段を確保し、第三者による検証可能性を担保するため、研究データを一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

研究活動における不正行為

【不正行為】

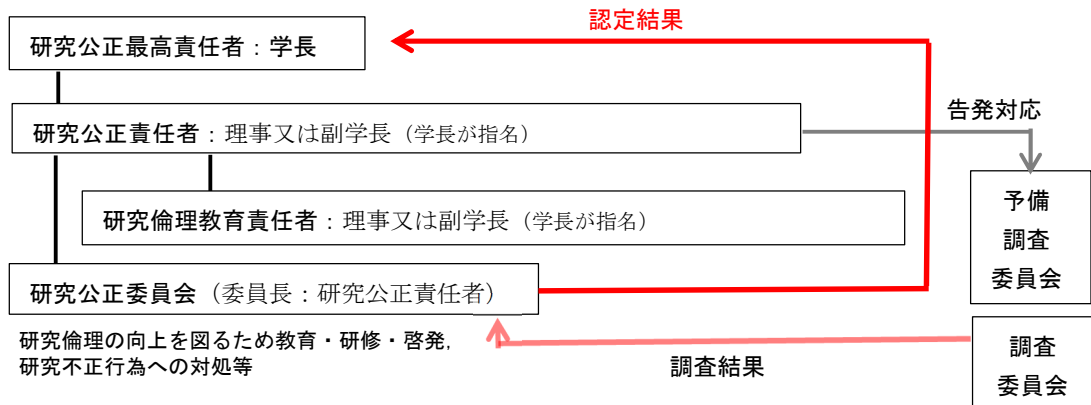
研究の立案、計画、実施、見直し又は成果報告における次のいずれかに該当する行為

捏造	存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
改ざん	研究資料、研究機器、研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
二重投稿	著者自身によって既に公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表する行為
不適切なオーサiership	著者としての資格がない者を著者として含める行為、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

※ 本学では、上記行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠ぺい、廃棄及び未整備を含む）、そのほか、研究者倫理に反する行為も不正行為とみなします。

研究公正体制

【組織体制】



【告発・相談受付窓口】

(内部窓口) 研究推進課長 TEL 0532-44-6570 E-mail ken-t@office.tut.ac.jp
(外部窓口) 大塚公美子法律事務所 TEL 0533-65-7777 E-mail ohtsuka-houritsu
(末尾に「@outlook.jp」を補完)